

# 1 個々の教員・企業で行う研究の連携について

※複数教員・複数企業や他大学を含むこともあります。

<b>共同研究</b>	特定の研究課題について、東工大の教員と企業の研究者とで研究を行い、併せて研究成果を得るものです。研究に必要な経費は、企業にご負担いただきます。企業の研究者が東工大の研究室で研究を進めることもできます。
<b>受託研究</b>	特定の研究課題について、研究に必要な経費を企業にご負担いただき、東工大の教員が研究を行う(研究を受託する)ものです。東工大の教員が研究成果を企業に報告します。企業から見ると“委託研究”となります。
<b>学術指導</b>	企業が抱える特定の課題について、東工大の教員は、教員自身が有する知見や技術を用いて、指導やアドバイスを行うものです。東工大の教員の研究課題とするわけではありません。指導料を納付いただきます。
<b>受託研究員</b>	企業の研究者が、東工大の教員の指導の下、東工大で研究を進めるものです。その方の指導料(研究料)を企業にご負担いただきます。
<b>試料授受</b>	東工大の教員などの研究者と企業の研究者の間で、試料の授受を行います。
<b>秘密保持</b>	東工大の教員などの研究者と企業の研究者が、秘密情報を含む情報のやり取りを行う場合、契約を締結します。

# 2 大掛かりな研究の連携(教育の連携を含む)について

<b>共同研究講座</b>	大型の共同研究です。企業が指名する方を2名、東工大特任教員(有期雇用)とします。
<b>協働研究拠点</b>	企業の研究所機能の一部を東工大内に置き、新しい研究テーマの企画、複数のテーマの共同研究、企業独自の研究等を行う制度です。
<b>教育研究共創スキーム</b>	企業の研究者に東工大の教育に携わっていただくとともに、同じ分野のテーマで共同研究も進める制度です。
<b>組織的連携制度</b>	組織的な連携を行うための協定を結び、それに基づいて共同研究等を行います。

## 組織的連携制度について

企業等と本学とで組織的な連携を行うための協定を結び、それに基づいて共同研究等を行います。組織的連携協定による共同研究は幅広い協力活動が展開でき、より大きな相互シナジー効果が期待できます。

- ▶ 大型個別研究の複数実施による、より実践的な連携
- ▶ 企業および本学の経営陣・研究者が出席する組織的連携会議を開催し、連携方針や共同研究進捗状況を共有
- ▶ 新規テーマの発掘や情報交換を目的とした技術交流会の開催
- ▶ 人材育成のためのプログラムの実施

	<b>共同研究講座</b> 企業と、受け入れ教員・特任教員が、共同研究を行う。	<b>協働研究拠点</b> 企業の研究拠点の一部を東工大内に置き、共同研究を行う。	<b>教育研究共創スキーム</b> 企業が東工大での講義を担当するとともに、共同研究を行う。
<b>共同研究費</b> (間接経費等は含む。スペース料は除く。)	年間3,000万円以上	年間2,000万円以上	年間1,000万円以上
<b>特任教員※1</b>	必要(2名以上) 企業が推薦することが可能	必要としない	必要としない
<b>教育への貢献</b>	必要としない 特任教員の学生指導は可能	必要としない	必要 企業研究者が特定教員として、年間、2科目・4単位以上の講義※2を行う。
<b>間接経費等</b>	直接経費の30%	直接経費の25% 別途、戦略的産学連携経費(直接経費の15%以上)が必要	直接経費の30%
<b>期間</b>	2年以上5年以下	3年以上10年以下	2年以上5年以下
<b>学内専用スペースの設置</b>	必要としない	設置が必要	必要としない
<b>東工大側の設置責任者</b>	部局等の長	拠点長(研究代表者)	学院長
<b>その他</b>	設置前に、受け入れ教員と共同研究を行っていることが必要	企業と東工大協働の研究企画チームの設置、産学連携会員への加入、組織的連携協定の締結が必要。また、東工大オープンイノベーション機構が支援する。	共同研究と講義は、同じテーマで行う

※1 特任教員:共同研究の直接経費で雇用する。

※2 講義の位置付け:設置学院で特別専門学修プログラムを設定し、その中での講義とする。